

美しい街並みを守るために

中爪グリーンヒル地区では、建築協定により、地域の皆さんの御協力をいただきて、美しい街並みが形成されてきました。しかし、この協定には期限があります。そこで、中爪グリーンヒル地区住民の皆さんは、自分たちの美しい街並みを守るために、建築協定の失効を前にして、これにかわる「地区計画」の作成を目的とした地区計画委員会を発足させました。

委員会では全106区画の住民および土地所有者にアンケート調査を実施し、分析結果をもとに地区計画の委員会案を作成しました。アンケート調査では、ほとんどの方が現在の良好な住環境の保全を望みますが、建ぺい率および容積率の制限について、二世帯住宅への新築・増改築などを考慮して、それぞれの率の緩和を求める意見が多くありました。(中爪グリーンヒル地区は市街化調整区域です)

小川町では、このような住民の皆さんのお意見を反映した委員会案を、十分に尊重して原案を作成して、所定の手続きを進め、平成12年12月1日に地区計画を決定告示しました。

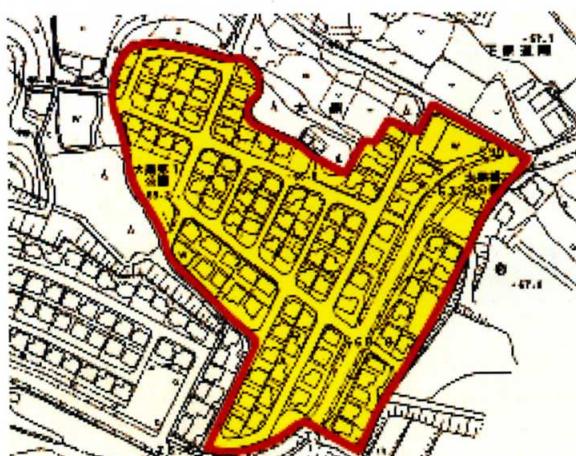
地区計画とは

まちづくりには、公共施設や住宅の整備だけでなく、敷地の細分化によるミニ開発を防ぎ、緑ゆたかな街並みを形成するために全体計画に沿った土地利用や建物計画などの整備方針が必要です。その整備方針を決定する際に重要な役割を果たすのが「地区計画制度」です。

従来の「都市計画法」と「建築基準法」だけでは、地区の特性に応じた統一された美しいまちづくりは期待できませんでした。しかし、町全体と個々の建築物との中間レベルで総合的なまちづくりのルールを定めた「地区計画制度」により小地区を単位にしたきめ細かな地区ごとのまちづくりができます。

地区計画は、まちづくりの目標と実現の方針を定めた「地区計画の方針」と、まちづくりの内容を具体的に定めた「地区整備計画」の2つで構成されます。

地区区分図



	地区計画区域
	地区整備計画区域
■	低層住宅を主体とする地区